主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人馬淵分也の上告理由について

仮処分債権者(担保提供者)の申立によつてなされる権利行使の催告は、仮処分のため供託した保証につき、訴訟の完結後担保取消決定を得る前提として、右申立により、裁判所が、担保権利者たる仮処分債務者に対しその被担保債権である当該仮処分による損害賠償債権について裁判上確定をはかる手続を現実にとるべき旨を催告するにすぎないものであつて、右申立をもつて直ちに仮処分債権者が本案訴訟及び仮処分を不法行為とする損害賠償債務を承認し、あるいは、同債務の消滅時効の利益を放棄する旨の意思表示をしたものと解することはできない。したがつて、これと同旨の見解のもとに、被上告人Bが時効の利益を放棄したとの上告人の主張を排斥した原審の認定判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。所論中、違憲をいう部分は、その前提を欠き、失当である。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

男		昌	原	岡	裁判長裁判官
郎	_	喜	塚	大	裁判官
豊			田	吉	裁判官
讓			林	本	裁判官